平成２２年（フ）第２００５号
札幌市中央区南６条西26丁目４－５　ラフォーレ円山公園602、住民票上の住所北海道石狩市花川南２条６丁目47番地
債務者　長谷川雅一
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０１９号
北海道江別市上江別427番地の５　サン・コーポラス江別１―304
債務者　西村智恵子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０２０号
北海道江別市上江別427番地の５　サン・コーポラス江別１―304
債務者　西村　裕美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０６９号
札幌市東区北21条東１丁目３番18―202号
債務者　中村　光則
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０８６号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番２―303号
債務者　藤倉　美保（旧姓谷岡）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１２１号
札幌市北区麻生町６丁目５番13号　ロジェ麻生306号
債務者　大野　慎悟
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１３６号
札幌市西区八軒６条東１丁目４番10号　ハイツラブリーエイト204号、住民票上の住所札幌市西区山の手２条７丁目２番１―307号
債務者　松井沙緒里（旧姓星）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４２号
北海道千歳市新富２丁目16番15号
債務者　渡邊　哲也
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１４６号
札幌市厚別区厚別西２条３丁目10番26号　納口荘３号
債務者　杉本　詞子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１８号
北海道千歳市柏陽３丁目11番地の１
債務者　橋本　　操
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４８号
札幌市手稲区前田９条11丁目７番35号　森下コーポ101号
債務者　廣瀬　孝之
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２８２号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目16番20号　佐藤アパート102号
債務者　堀田久美子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２８７号
札幌市西区西野５条１丁目７番15号　バンクリバー101号
債務者　玉生ひろみ（旧姓岩尾）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４１５号
札幌市豊平区月寒東５条17丁目１番15号　スカイコーポ101号
債務者　杉本美智子（旧姓鎌倉）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４６９号
札幌市東区北43条東17丁目１番４―18号
債務者　林　　大介
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４８５号
札幌市白石区菊水上町３条３丁目52番地323　北栄荘５号
債務者　小田桐勝美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５０４号
札幌市南区川沿５条３丁目２番32号　川沿中央ハイツＢ203号
債務者　和泉　一也
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　札幌地方裁判所民事第４部